



埼玉県報

第577号
令和6年(2024年)
12月20日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
(農村整備課)

告示

- 志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- さいたま都市計画下水道(さいたま市決定)の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)
- 蕨都市計画下水道(蕨市決定)の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)
- 上尾都市計画下水道(上尾市決定)の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)
- 桶川都市計画下水道(桶川市決定)の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)
- 久喜都市計画下水道(久喜市決定)の変更に係る図書の写しの縦覧(下水道事業課)
- 県道下日野沢東門平吉田線の供用の開始(秩父県土整備事務所)
- 県道川越栗橋線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除(選挙管理委員会)

埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十八号

埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例施行規則（昭和三十年埼玉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「申請書」を「県営土地改良事業分担金等納期変更申請書」に改める。

第五条中「徴収猶予申請書」を「県営土地改良事業分担金等徴収猶予申請書」に、「証明すべき書類」を「証明する書類」に改める。

第六条の表ほ場整備事業の項中「こえる」を「超える」に改め、同表かんがい排水事業及びたん水防除事業の項中「たん水」を「湛水^{たん}」に、「こえるときは」を「超えるときは、」に改める。

第七条中「寄附申請書」を「県営土地改良事業に対する寄附申請書」に改める。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

県営土地改良事業分担金等納期変更申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年度県営土地改良事業分担金等に係る納期について、下記のとおり変更
したいので、埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例施行規則第 4 条
の規定により申請します。

記

事 業 名			
分担金等の年度	年 度		
変 更 希 望 納 期	期 別	金 額	納 期 限
	第 期	円	年 月 日まで
	第 期	円	年 月 日まで
変更しようとする 事由			

様式第2号（第5条関係）

県営土地改良事業分担金等徴収猶予申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年度県営土地改良事業分担金等について、下記のとおり徴収猶予を受けたいので、埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例施行規則第5条の規定により、猶予を必要とする事由を証明する書類を添えて申請します。

記

事 業 名				
分担金等の年度、 期別、金額、納期限	年 度	期 別	金 額	納 期 限
			円	年 月 日まで
猶 予 期 間				
猶予を必要とする 事由				

様式第3号（第7条関係）

県営土地改良事業に対する寄附申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり寄附したいので、埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収
条例施行規則第7条の規定により申請します。

記

事 業 名			
寄附金額及び年度	円	年 度	
寄附しようとする 事由			
納 期	期 別	金 額	納 期 限
	第 期	円	年 月 日 まで
	第 期	円	年 月 日 まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千三百二十七号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百二十八号

さいたま市からさいたま都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百二十九号

蕨市から蕨都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百三十号

上尾市から上尾都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百三十一号

桶川市から桶川都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千三百三十二号

久喜市から久喜都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

路線名	下日野沢東門平吉田線
供用開始の区間	秩父郡皆野町大字下日野沢字山下一 二〇〇番一地从先から同郡同町大字下 日野沢字扇畑一二二六番一地从先まで
供用開始の期日	令和六年十二月二十日
備考	平成二十七年二月十日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三七〇・八四メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>久喜市所久喜字小ヶ原井七九三番二 地先から同市所久喜字小ヶ原井七九 二番二地先まで</p>		区 間
<p>一三・二八〇 一七・二二二</p>	<p>一〇・五〇〇 十一・〇二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二六・〇六</p>		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県選管告示第六十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和六年十二月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人 行定病院	川越市脇田本町四番地一三